

2. 子ども手当

平成22年度における子ども手当の支給に関する法律が平成22年3月31日法律第19号で公布され、平成22年4月から子ども手当制度が発足した。

この制度は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援することを目的として創設されたものである。

1) 支給事務

子ども手当事務は、原則的には住所地の市町村長が行うこととなっている。

しかし、公務員については、所属する国又は地方公共団体の長が行うことになっており岡山県職員（県費負担職員）については知事が認定、支給を行うこととなる。

なお、岡山県知事が認定、支給する公務員の範囲は次のとおりである。

身分上の区分

ア 常時勤務を要する地方公務員（市町村立学校職員給与負担法第1条、第2条に規定する職員を含む。）

イ 休職、停職、大学院修学休業又は自己啓発等休業中の職員

ウ 臨時職員（勤務期間が12か月を超えており、その後も同様の勤務形態である者）

以上ア～ウの要件は、共済組合加入資格要件と同一であるから、教育関係職員で公立学校共済組合に加入していない場合は、住所地の市町村長が認定者となる。

派遣職員の場合

給料・諸手当を知事が支給するときは知事が認定者となるが、派遣先市町村長が支給するときは当該市町村長が認定者となる。

従って、給料・諸手当を派遣先市町村で支給しているときは、当該市町村長へ認定請求書を提出することとなる。

職員団体の専従職員の場合

公務員の範囲に含まれないので、住所地の市町村長が認定者となる。

(1) 支給要件

子ども手当の支給を受けるためには、子ども手当の支給を受けようとする者（以下「請求者」という。）が次に掲げるすべての要件にあてはまる必要がある。

1) 住所

請求者が日本国内に住所を有すること。（在外教育施設へ派遣されていて、日本国内に住所を有しない者は、支給対象外となる。）

なお、請求者に養育される子ども全部が外国人であってもよいし、外国に住所を有している場合であっても差し支えない。

2) 子どもとの関係

請求者が子どもを監護し、かつ、その子どもと一定の生計関係にあること。

「子ども」とは、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいい、必ずしも請求者自身の子でなくてもよい。

「監護」とは、子どもの生活について、通常必要とされる監督・保護を行っているとして社会通念上認められる実態が存することをいい、子どもの生計費負担というような経済的要素は含まれないものであり、親権の有無は問わない。

「監護の有無」は、請求者と子どもとが同居か別居かには関係なく、就学、療養等のため同居していなくても、監護があると認められる場合もある。

「一定の生計関係」とは、請求者が父母の場合と、それ以外の者との間でその内容が異なる。

ア 請求者がその子どもの父母である場合は「生計同一」が要件とされる。

「生計同一」とは、請求者と子どもとの間に生活の一体性があることをいい、別居していても請求者と子どもとの間で金品の送付が継続性をもって行われ、かつ、別居の事由が消滅したときは、同居となると考えられるものであればよい。

イ 請求者がその子どもの父母でない場合は「生計維持」が要件とされる。

「生計維持」とは、請求者が子どもの生活費の大半を支出していることをいう。生計を維持するための資金は、必ずしも請求者本人の資産や所得である必要はなく、請求者が他から仕送りを受けたものであってもよい。しかし、他からの仕送り等が子どもの生計費の大半を占めている場合は、請求者がその子どもについて、生計を維持することとはならない。

父母が共にいる場合の調整

父母が、その者の子である子どもを監護し、かつ、生計を同じくするとき、父母のいずれかを請求者とする必要がある。

父母のいずれを請求者とするかの基準については、所得の状況によって父母のいずれが子どもの生計を維持する程度が高いかということによって判断されるが、

ア 父母の収入の状況（父母のどちらが恒常的に高いか）

イ 住民票上の取扱い（父母のどちらが世帯主になっているか）

ウ 所得税等の扶養控除の適用状況（父母のどちらの扶養親族になっているか）

エ 健康保険の適用状況（父母のどちらの被扶養者になっているか）

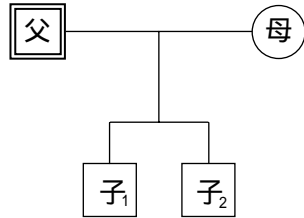
オ 扶養手当の支給状況（父母のどちらに支払われているか）

などの諸事情を総合的に考慮して判断することとなる。（世帯主判定）

以上に述べた「請求者が子どもを監護し、かつ、その子どもと一定の生計関係にあること」の要件について、いくつかの図例を示すと次頁のとおりである。

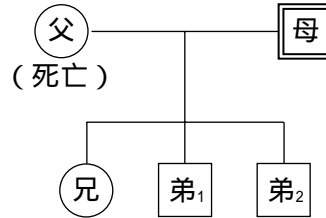
(凡例 □...請求者, □...子ども, ○...その他の者)
(世帯主判定後)

(例1)



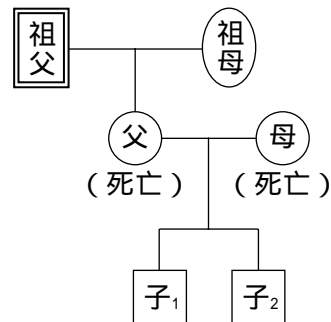
備考
父母が共に監護・生計同一

(例2)



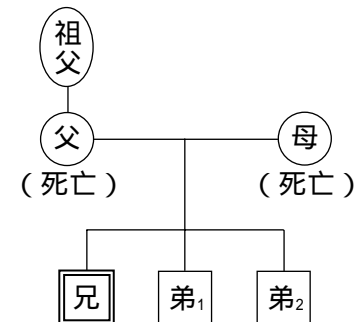
(20歳就業)
備考
母...監護・生計同一
兄...生計維持

(例3)



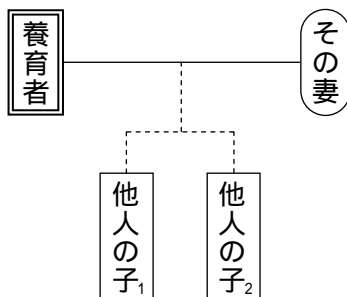
備考
祖父...監護・生計維持
祖母...監護

(例4)



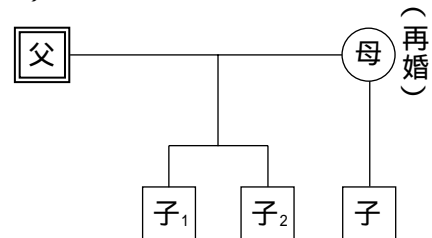
備考
兄...監護・生計同一
祖父...監護

(例5)



備考
養育者...監護・生計維持
その妻...監護

(例6)



備考
父母...監護・生計同一

(2) 子ども手当の額

中学校修了までの子ども1人につき月額1万3千円

(3) 認定、支給及び支払

- 1) 子ども手当の受給資格者は、岡山県知事の認定を受けることとされているが、教育関係職員にあっては、次のとおり委任されているので、職員区分による認定者の認定をそれぞれ受けなければならない。

認 定 者	職 員 区 分
岡山教育事務所長	岡山教育事務所管内の小学校・中学校の教職員，岡山市立小学校・中学校の教職員，玉野市立備南高校，倉敷市立精思高校，倉敷市立玉島高校，倉敷市立倉敷翔南高校，井原市立高校，倉敷市立真備陵南高校，倉敷市立倉敷支援学校，高梁市立宇治高校の教員
津山教育事務所長	津山教育事務所管内の小学校・中学校の教職員
教育庁福利課長	教育委員会事務局・教育事務所・教育機関の職員，県立学校の教職員，倉敷市立工業高校，備前市立片上高校，高梁市立松山高校の教員

2) 子ども手当の額の改定

増額改定

出生，養子縁組等の事由により，子ども手当の額の算定の基礎となった子どもの数が増加することとなった場合は，受給者の請求に基づいて行う。

減額改定

子どもが死亡したなどの事由により，子ども手当の算定の基礎となった子どもの数が減少することとなった場合は，受給者の届出によって行う。

なお，認定者が職権により減額改定を行うこともある。

3) 支給及び支払

子ども手当の支給期間

認定の請求を行った日（認定者が受付けた日）の属する月の翌月から（制度創設に伴う新規請求については平成22年4月から），子ども手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月までである。

ただし，出生の日の翌日から起算して15日以内に認定請求（認定者が受付）すれば，出生月の翌月から支給する。また，知事部局，県警察本部及び他の公務員からの異動，新規採用の場合にも，異動の日の翌日から起算して15日以内に認定請求（認定者が受付）すれば，異動のあった月の翌月から支給する。

ア 増額の改定があった場合

改定の請求のあった日の属する月まではそれまでの額で支給し、改定の請求のあった日の属する月の翌月から増加した額で支給する。

イ 減額の改定があった場合

減額の事由が生じた日の属する月の翌月から減少した額で支給する。

支払日

2月、6月、10月の各7日（その日が土曜日、又は日曜日であるときはその日前において最も近い日）に前4か月分をまとめて支払う。なお、その都度支払通知はしないので、支払金融機関で確認すること。

受給者が死亡した場合

死亡した者に支払うべき子ども手当でまだ支払っていないものがあるときは、その子ども手当は死亡した者の子どもであった者に支払うことができる。

4) 認定請求等の手続き

(1) 請求書及び届出書の共通事項

子ども手当額の改定は、増額のときは請求書を提出した翌月から、減額のときはその事由が発生した翌月から、それぞれ行われることになるので、所定の手続きを早急に行うこと。

「住所」は住民票上の住所を記入すること。

(2) 各請求書及び届書

、 、 、 については、共通様式の「子ども手当認定（額改定）請求書・現況届」を各請求書、届書として使用する。このため 、 、 については、所属で保管している電算で出力された個人別台帳を使用する。

「子ども手当認定請求書」

出生したとか、子どもを養育している者が採用された（市町村費の教職員が県費教職員となった等）等の理由により、受給資格が発生した場合に提出する。

ア 「支給要件を満たす子ども」

請求者が養育している満18歳未満の子ども全員について記入する。

イ 「監護の有無」及び「生計関係」

（ア）監護有りの場合は、「有」、無い場合は「無」を記入する。

（イ）父母がその子である子どもを養育しているときは「同一」、請求者がその子どもの父母でないときは「維持」と記入する。

ウ 「支払希望金融機関」

子ども手当の支払は口座振替の方法により行うので、指定金融機関の「請求者名義」

の預金口座の「金融機関名」、「支店名」、「金融機関コード」、「店舗コード」、「口座番号」を記入する。

オ 添付書類

(ア)「住民票」

受給資格者及び子どもの属する世帯の全員の住民票で、「続柄」の省略されていないもの

「子ども手当額改定請求書」

既に子ども手当を受給している者について、第2、3子出生、養子縁組等の理由により、支給要件を満たす子どもが増え、算定基礎子ども数が増加した場合に提出する。

「子ども手当額改定届」

子どもが死亡した等の理由により、支給要件を満たす子どもが減ったため、算定基礎子ども数が減少した場合に提出する。

「子ども手当現況届」

6月1日から6月30日までの間に、6月1日の現況を子ども手当認定請求書と同様の記載方式により記入して提出する。

「支払希望金融機関変更届」

当該事項が生じたときは、原則として14日以内に提出する。

「子ども手当受給事由消滅届」

受給者が退職したり、子どもが全て死亡した、監護・生計関係がなくなった等の理由により、子ども手当受給の事由が消滅したとき提出する。

「未支払子ども手当請求書」

子ども手当の受給者が死亡したとき、その死亡した者に支払うべき子ども手当で、未払の額があるときは、子どもの親権者又は子どもが提出する。

3) 他部局に異動したとき

受給者が人事異動により、知事部局、県警察本部に転出して子ども手当の認定者を異にした場合は、「子ども手当受給事由消滅届」を提出し、異動後の認定者に改めて「子ども手当認定請求書」を提出する。

(6) 認定請求書等提出書類

区 分	提 出 書 類 (様式集ページ)	添 付 書 類	提出時期
新規に子ども手当受給資格が発生(出生等)	子ども手当認定請求書 (116)	(は該当者のみ)	事実発生後 15日以内
子どもが増加 (第2, 3子の出生等)	子ども手当額改定請求書 (116)	(は該当者のみ)	"
受給事由が消滅することなく手当の額が減ずる場合	子ども手当額改定届 (117)	なし	"
6月1日の現況の報告	子ども手当現況届 (116)	なし	6月中
受給事由の消滅(受給者の退職等)	子ども手当受給事由消滅届 (118)	なし	事実発生後 速やかに
受給資格者の死亡	未支払子ども手当請求書 (119)	なし	"
金融機関の変更等	支払希望金融機関変更届 (116)	なし	14日以内

(116) 電算打出のものがある場合は、それを使用すること。

(添付書類)

住 民 票.....受給資格者及び子どもの属する世帯の全員

「続柄」の省略されていないもの

監護生計同一申立書.....受給資格者と子どもが別居している場合

監護生計維持申立書.....他人の子どもを養育している場合